

証券コード 6517

2021年6月7日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋堀留町2丁目8番5号

デンヨー株式会社

代表取締役社長 白 鳥 昌 一

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、極力、書面または電磁的方法（インターネット等）により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月28日（月曜日）午後5時までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時

2. 場 所 東京都中野区中野4丁目1番1号

サンプラザ 11階会議室

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

本年は、感染拡大防止のため、会場内の座席は、密接しないよう座席数を減らして配置させていただきます。

また、当社役員につきましても、感染拡大リスクの低減および会社の事業継続という観点から、株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみのお出席とさせていただく可能性があります。予めご了承のほど、よろしくごお願い申し上げます。

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第73期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第73期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
- 第2号議案** 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件
- 第3号議案** 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第4号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案** 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件
- 第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第7号議案** 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件
- 第8号議案** 当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の更新の件

4. 事前の議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。
- (2) 電磁的方法による議決権行使
電磁的方法により議決権を行使される場合には、4頁の「電磁的方法による議決権行使についてのご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

5. 招集にあたっての決定事項

- (1) 電磁的方法により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に到着した行使内容を有効といたします。議決権行使書用紙が再発行された場合の書面による議決権重複行使についても同様といたします。
ただし、書面および電磁的方法の双方により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による行使内容を有効といたします。
- (2) 同一の議案について異なる内容で議決権を行使される場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面によりご通知ください。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会に出席する取締役、監査役および運営スタッフは、マスクを着用してご対応させていただく場合がございます。
- ◎会場入口付近にアルコール消毒液を設置いたします。
- ◎ご来場される株主様におかれましては、マスク着用やアルコール消毒をお願いいたします。
- ◎議場受付前に非接触型体温計により、株主様の体温を計測させていただきます。発熱が確認された場合は、ご入場をお断りさせていただきます。
- ◎ご来場の株主様で体調不良と見受けられる場合には、運営スタッフが、お声掛けをさせていただく場合がございます。
- ◎節電への協力のため、当日、当社の役員および係員はノーネクタイの「クールビズ」スタイルにて対応させていただきますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ◎お土産のご用意はございませんので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類、また、上記対応に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページに掲載させていただきます。

また、法令および当社定款第14条の規定に基づき、提供すべき書面のうち、以下に記載の事項につきましては当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知には添付しておりません。

- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）に関する事項」、「会社の支配に関する基本方針」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

なお、監査役が監査した事業報告、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知添付の各書類のほか、当社ホームページに掲載している上記に記載の事項となります。

■当社ホームページ <https://www.denyu.co.jp/>

《電磁的方法による議決権行使についてのご案内》

【インターネットによる方法】

インターネット（パソコン、携帯電話、スマートフォン）による議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.tosyodai54.net/>）をご利用いただくことによつてのみ可能となります。

1. パソコンまたは携帯電話をご利用の場合

上記アドレスにアクセスしていただき、議決権行使書用紙の「お願い」欄に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従つて議決権を行使してください。

なお、バーコード読み取り機能付の携帯電話をご利用の場合、議決権行使書用紙に記載された「携帯用QR」を読み取ることにより、議決権行使ウェブサイトアクセスすることができます。

2. スマートフォンをご利用の場合

議決権行使書用紙の「お願い」欄に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ることにより、議決権行使画面案内に従つて議決権を行使することができます。この場合、「議決権行使コード」および「パスワード」の入力は不要となります。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、「議決権行使コード」および「パスワード」を入力していただく必要があります。（QRコードは、(株)デンソーウェブの登録商標です。）

（ご注意）

- ・インターネットによる議決権行使は、株主様のインターネット利用環境によつてはご利用いただけない場合がございます。
- ・議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、通信料金およびプロバイダへの接続料金は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先】

株主名簿管理人：東京証券代行株式会社

電話 0120-88-0768（フリーダイヤル）

受付時間 午前9時～午後9時

【議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）】

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行つていただくことも可能です。

(提供書面)

事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により企業収益の減少や雇用環境に悪化が見られるなど厳しい状況で推移いたしました。また、世界経済も各国で外出禁止や移動制限、企業の操業停止など経済活動が抑制された影響もあり厳しい状況となりました。

当社グループを取り巻く事業環境は、国内においては、各地の製品展示会が中止になるなど営業活動の制約を受けましたが、公共工事など建設需要は底堅く推移し、また、防災・減災関連の需要は堅調に推移いたしました。海外においては、建設や資源開発プロジェクトの休止・延期などにより北米やアジア市場における需要が低調に推移いたしました。

このような状況の中、当社グループといたしましては、各種新製品の投入や非常用発電機の受注に注力するとともに、感染対策を実施しつつ生産活動を継続してまいりましたが、売上高550億600万円（前期比12.5%減）、営業利益53億3200万円（同12.0%減）、経常利益56億4500万円（同9.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益38億6000万円（同5.2%減）となりました。

製品区分別売上高の概況は次のとおりです。

発電機関連では、国内向けは工事現場や屋外イベントなどで使用される可搬形発電機の出荷が減少しましたが、停電時のバックアップ電源として使用される非常用発電機の出荷が大幅に増加しました。海外向けは、北米およびアジア市場向けの発電機の出荷が低調に推移いたしました。この結果、売上高440億2000万円（前期比12.7%減）となりました。

溶接機関連では、国内向けは製品展示会の中止による販売機会の減少などの影響もあり、出荷が減少し、海外向けも低調に推移いたしましたことから、売上高43億8600万円（同13.5%減）となりました。

コンプレッサ関連では、エンジンコンプレッサの出荷が低調に推移いたしましたことから、売上高7億5500万円（同25.4%減）となりました。

その他は、製品に付随する部品売上や高所作業車などの減少により、売上高58億4500万円（同8.2%減）となりました。

地域別セグメントの概況は次のとおりです。

なお、各セグメントの連結業績は、各地域を所在地とする当社および連結子会社各社の業績を基礎としております。したがって、日本セグメントの連結業績は2020年4月から2021年3月まで、日本以外のセグメントの連結業績は在外連結子会社の通期決算日が12月末日であるため、2020年1月から12月までのものとなっております。

① **日 本**

日本では、国内向けは、防災意識の高まりを背景に停電対策用の発電機の出荷が大幅に増加しましたが、建設工事の一部休止や延期、屋外イベントの自粛などの影響もあり、レンタル市場向け製品の出荷が減少しました。海外向けは、北米およびアジア市場向け発電機の輸出が低調に推移いたしました。この結果、売上高429億18百万円（前期比1.6%減）となりました。一方で、売上原価率の改善や経費の減少もあり営業利益42億18百万円（同24.2%増）となりました。

② **ア メ リ カ**

アメリカは、前期に売上高が大幅に伸長した反動に加え、先行き懸念からレンタル会社を中心に購入に慎重姿勢だった影響もあり発電機の出荷が減少しました。この結果、売上高87億50百万円（同42.3%減）、営業利益2億49百万円（同78.7%減）となりました。

③ **ア ジ ア**

アジアは、東南アジアを中心に需要が停滞したほか、ロックダウンによりシンガポールの販売子会社の出荷業務が一時制約を受けた影響もあり、売上高27億97百万円（同22.0%減）、営業利益3億84百万円（同51.5%減）となりました。

④ **欧 州**

欧州は、発電機の出荷が増加しましたことから、売上高5億40百万円（同6.2%増）、営業利益22百万円（同38.8%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は19億17百万円であります。

その主なものは、当社の福井工場における設備投資等14億48百万円および子会社ニシハツ株式会社における生産設備等1億8百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において増資または社債の発行による資金調達は行っておりません。

なお、当社は資金調達の機動性および安定性を高められることから、取引銀行4行との間で融資極度枠30億円のコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末におきましては、当該コミットメントラインの借入実行残高はありません。

(4) 直前3事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第70期 2017年度	第71期 2018年度	第72期 2019年度	第73期 2020年度 (当連結会計年度)
売 上 高(百万円)	50,182	55,554	62,887	55,006
経 常 利 益(百万円)	4,187	4,592	6,202	5,645
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	2,762	3,166	4,071	3,860
1株当たり当期純利益(円)	130.03	149.83	194.32	185.13
総 資 産(百万円)	72,210	74,085	75,626	79,057
純 資 産(百万円)	56,132	56,290	58,354	61,564
1株当たり純資産額(円)	2,545.17	2,583.90	2,689.54	2,846.49

(注)「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を2018年度(第71期)の期首から適用しており、2017年度(第70期)の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した場合の金額となっております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第70期 2017年度	第71期 2018年度	第72期 2019年度	第73期 2020年度 (当事業年度)
売 上 高(百万円)	34,987	37,945	40,836	36,814
経 常 利 益(百万円)	2,494	3,163	3,778	3,917
当 期 純 利 益(百万円)	1,844	2,368	2,661	2,929
1株当たり当期純利益(円)	86.63	111.80	126.74	140.17
総 資 産(百万円)	56,321	57,002	56,586	58,933
純 資 産(百万円)	41,746	41,483	42,043	45,054
1株当たり純資産額(円)	1,960.75	1,974.78	2,012.27	2,155.25

(注)「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を2018年度(第71期)の期首から適用しており、2017年度(第70期)の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した場合の金額となっております。

(5) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
デンヨー興産株式会社	百万円 50	% 100	産業用電気機械器具等の補修用部品の販売および商品の販売
ニシハツ株式会社	百万円 50	% 100	産業用電気機械器具等の製造・販売
デンヨー アメリカ コーポレーション	百万米ドル 5	% 100	産業用電気機械器具等の部品の販売
デンヨー マニュファクチュ アリング コーポレーション	百万米ドル 6	(注) 1 % (80)	アメリカにおける産業用電気機械器具等の製造・販売
デンヨー アジア PTE. LTD.	百万円 600	% 100	アジアにおける統括管理業務
デンヨー ユナイテッド マシナリー PTE. LTD.	百万シンガポールドル 3	(注) 2 % (76)	シンガポールおよび周辺各国における産業用電気機械器具等の販売およびリース・レンタル
デンヨー ヨーロッパ B.V.	百万ユーロ 4	% 100	ヨーロッパにおける産業用電気機械器具等の販売
デンヨー ベトナム CO., LTD.	百万米ドル 10	% 100	産業用電気機械器具等および部品の製造・販売
P.T.デイン プリマ ジェネレーター	十億ルピア 13	(注) 2 % (51)	産業用電気機械器具等の製造・販売

(注) 1. デンヨー アメリカ コーポレーションによる出資の比率であります。

2. デンヨー アジア PTE. LTD. による出資の比率であります。

② 企業結合の成果

当連結会計年度の売上高は、550億6百万円（前期比12.5%減）、営業利益は53億32百万円（同12.0%減）、経常利益は56億45百万円（同9.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は38億60百万円（同5.2%減）となりました。

(6) 対処すべき課題

今後の経営環境は、国際競争の激化や市場構造の変化に加え、新型コロナウイルス感染症による経済への影響もあり、より厳しさを増すものと予想されますが、当社グループは、景気や市場の跛行性に左右されにくい企業体質を目指し、グループ各社の生産性向上等により収益基盤の強化に努めてまいります。

国内市場では、主力の建設関連分野は、インフラ老朽化対策や、災害対策工事、再開発案件など建設需要が相応に存在しますが、今後、公共投資の減少などにより縮小傾向になることを否定できません。こうした状況の下、当社グループは、2021年度を初年度とする3ヵ年の第二次中期経営計画「Denyo2023」に取り組み、国内では非常用発電機のさらなる拡販に向けた体制強化、海外では高品質市場をメインターゲットにした製品ラインナップの拡充や新市場開拓を目指してまいります。

〔第二次中期経営計画 Denyo2023の概要〕

1. 中期経営計画基本方針

建設関連分野における高品質パワーソースのトップランナーとしての地位を堅持しつつ、建設関連以外および海外向けの比率を高め、環境変化に強い収益構造を実現する。

2. 事業戦略

(1) 国内市場戦略

【建設関連分野】

エンジン発電機、溶接機といったトップブランド製品を中心に国内シェアの維持・向上を目指す。

- ① 顧客ニーズを捉えた新製品の投入によりシェアアップ、市場拡大を図る。
- ② 営業活動の効率化、高度化を目指す。

【建設関連以外の分野】

非常用発電機のさらなる拡販のための土台構築に取り組む。

- ① 専門知識向上のための教育体制の充実。
- ② グループ間の連携強化。
- ③ 製品メンテナンス体制の充実。

(2) 海外市場戦略

ターゲットとする高品質市場におけるプレゼンス向上を目指す。

- ① 市場調査や機能面等の強化による製品ラインナップの拡充を図り、新市場開拓を目指す。

- ② 各国販売店網の強化と教育体制の充実により、販売力向上を図る。
 - ③ マーケティング機能を強化し、顧客接点を増やす。
 - ④ 定置形発電機のシリーズ化による市場の継続開拓。
- (3) 経営基盤の強化

【開発】

高品質パワーソースのパイオニアとして、市場をリードする製品開発を行う。

- ① 市場ニーズを的確に捉え、開発スピードの向上を図る。
- ② 新機軸製品の開発への対応強化。

【生産】

グローバル競争力を備える生産体制を構築。

- ① 生産現場力の強化やIT化推進により、柔軟かつ高効率の生産体制を確立する。
- ② 国内生産拠点の整備・高度化を図る。

【組織】

多様な人材が活躍できる体制づくり。

- ① 教育体制の一層の拡充や人事制度の見直しにより、やりがいと働きやすさの両立を目指す。
- ② 各工程におけるシステム化の推進。

(7) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社グループは、当社、子会社11社および関連会社1社により構成されており、産業用電気機械器具等（エンジン発電機、エンジン溶接機、エンジンコンプレッサ等）の製造ならびに販売と、これらに付随する補修用部品の販売およびアフターサービス等の事業活動を展開しております。

(8) 企業集団の主要拠点等 (2021年3月31日現在)

当 社 本 社	東京都中央区日本橋堀留町2丁目8番5号
国内営業拠点	当社 東京支店 (東京都中央区)、 大阪支店 (兵庫県尼崎市)、その他全国17都市 デンヨー興産株式会社 (東京都中央区)、 ニシハツ株式会社 (佐賀県唐津市)
海外営業拠点	デンヨー アメリカ コーポレーション (アメリカ)、 デンヨー ユナイテッド マシナリー PTE. LTD. (シンガポール)、 デンヨー ヨーロッパ B.V. (オランダ)
国内生産拠点	当社 福井工場 (福井県三方上中郡)、 ニシハツ株式会社 (佐賀県唐津市)
海外生産拠点	デンヨー マニュファクチュアリング コーポレーション (アメリカ)、 デンヨー ベトナム CO., LTD. (ベトナム)、 P.T. デイン プリマ ジェネレーター (インドネシア)
研究開発拠点	当社 開発研修センター (埼玉県坂戸市)

(9) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
1,334名	36名減

(注) 使用人数は当社および連結子会社の就業人員で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
583名	14名増	37.9歳	12.4年

(注) 使用人数は就業人員で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	553
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	276
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	166
株 式 会 社 伊 予 銀 行	110

百万円

2. 会社の現況に関する事項

(1) 株式の状況（2021年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 97,811,000株
 ② 発行済株式の総数 22,859,660株（自己株式1,191,972株を含む）
 ③ 株主数 4,480名
 ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,462	6.74
株式会社久栄	1,417	6.54
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	1,082	4.99
第一生命保険株式会社	872	4.02
株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	763	3.52
デْنَヨ一親栄会	646	2.98
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	589	2.72
ザエスエフビーバリュールリアイゼーション マスターファンドエルティエーディー （常任代理人立花証券株式会社）	572	2.64
株式会社鶴見製作所	543	2.50
株式会社三菱UFJ銀行	540	2.49

- (注) 1. みずほ信託銀行株式会社退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行の所有株式数1,082千株は、株式会社みずほ銀行が退職給付信託の財産として拠出しており、その議決権行使の指図権は同行が留保しております。なお、資産管理サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付でJTCホールディングス株式会社および日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と合併し、株式会社日本カストディ銀行に商号変更しております。
2. 当社は、自己株式を1,191,972株保有しておりますが、上記の大株主より除外しております。
3. 持株比率は、自己株式（1,191,972株）を控除して計算しております。
4. 当社は、従業員の福利厚生サービスとして自社の株式を給付する、「株式給付信託（J-E SOP）」および当社取締役に対する株式報酬制度「取締役株式給付制度」として「株式給付信託（BBT）」を導入しており、これらの信託の受託者であるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が当社株式763千株を保有しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
 当社は、社外取締役を除く取締役に対する非金銭報酬等として、役員賞与支給額の一定割合を自己株式にて支給する「取締役株式給付制度」を導入しております。

当事業年度中に取締役（社外取締役を除く。）に交付した株式の合計は次のとおりであります。

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（社外取締役を除く。）	6,517株	7名

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
 該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
 該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	白 鳥 昌 一	
代表取締役副社長	江 藤 陽 二	副社長執行役員 グローバルマーケティング室、生産部門、海外製造子会社管掌
取締役相談役	久保山 英 明	
取 締 役	水 野 恭 男	専務執行役員 営業部門長兼海外営業ユニット統括兼海外販売子会社管掌 デンヨー ヨーロッパ B.V. 代表取締役
取 締 役	兎 澤 俊 哉	常務執行役員 管理部門長
取 締 役	吉 永 隆 法	執行役員 開発部門長 デンヨー アメリカ コーポレーション 代表取締役
取 締 役	山 田 正 雄	執行役員 品質管理部門長
取 締 役	高 田 晴 仁	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
取 締 役	武 山 芳 夫	株式会社エックスネット社外取締役
常 勤 監 査 役	廣 井 亨	
常 勤 監 査 役	木 村 千代樹	

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
監 査 役	山 田 昭	弁護士 スリーフィールズ合同会社 代表社員 ブラザー工業株式会社 社外監査役 株式会社アミファ 社外取締役（監査等委員）
監 査 役	山 上 圭 子	弁護士 東京靖和総合法律事務所 客員弁護士 アステラス製薬株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役高田晴仁氏、武山芳夫氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、両氏は、東京証券取引所の規定する独立役員であります。
2. 監査役山田昭氏、山上圭子氏は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。なお、両氏は、東京証券取引所の規定する独立役員であります。
3. 2021年4月1日付で取締役の役職および担当を次のとおり変更しております。

氏 名	新役職および担当	旧役職および担当
江 藤 陽 二	代表取締役会長	代表取締役副社長執行役員 グローバルマーケティング室・ 生産部門・海外製造子会社管掌
水 野 恭 男	取締役専務執行役員 営業部門・海外販売子会社管掌 デンヨー ヨーロッパ B.V. 代表取締役	取締役専務執行役員 営業部門長兼海外営業ユニッ ト統括兼海外販売子会社管掌 デンヨー ヨーロッパ B.V. 代表取締役
兎 澤 俊 哉	取締役 デンヨー興産株式会社 代表取締役社長	取締役常務執行役員 管理部門長
吉 永 隆 法	取締役上席執行役員 開発部門長兼生産部門・ 海外製造子会社管掌 デンヨー アメリカ コーポ レーション 代表取締役	取締役執行役員 開発部門長 デンヨー アメリカ コーポ レーション 代表取締役
山 田 正 雄	取締役上席執行役員 品質管理部門長	取締役執行役員 品質管理部門長

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 取締役および監査役の報酬等

イ. 取締役および監査役の報酬等の内容に係る決定方針等

取締役および監査役の報酬については、株主総会の決議により取締役および監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。具体的な報酬額は、取締役報酬については、指名・報酬諮問委員会の取締役会に対する答申を受け、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会が各人への配分を決定するとしておりますが、取締役会は、その決議により、配分の決定を代表取締役社長に委任しております。また、監査役報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

指名・報酬諮問委員会は、代表取締役および社外役員で構成され、その役割は、取締役会からの諮問に応じ、取締役の具体的な報酬に関する事項や取締役の報酬に関する基本方針の制定、変更、廃止に関する事項について審議し、取締役会に対して答申することにあります。

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役報酬等の決定に関する方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役報酬等の決定に関する方針において定められた取締役の報酬体系および個人別報酬の算定方法は、次のとおりであります。

・社外取締役

社外取締役の報酬体系は、金銭による基本報酬のみとし、外部調査に基づく他社報酬水準などを参考に個別に勘案し決定するとしております。

・社外取締役以外の取締役（以下、「社内取締役」といいます。）

社内取締役の報酬体系は、固定報酬部分である基本報酬、業績連動報酬である年次賞与および株式報酬で構成するとしております。

<基本報酬>

固定報酬部分である基本報酬は、従業員給与との均衡、外部調査に基づく類似業種・規模の企業の報酬水準等を参考に役位別に定める報酬基準（従業員の最高給与額の2.0～3.6倍程度）に基づき、各取締役の役位毎の役割や責任、単年度の業績評価および業務遂行実績等により決定しております。

<年次賞与>

業績連動報酬である年次賞与は、連結ROEが規定水準（基準利回り）を超過した場合に、親会社株主に帰属する当期純利益に一定の比率を乗じて賞与ファンドを算定し、単年度の業績評価および各取締役の中長期の企業価値向上に向けた個別課題達成状況等によって決定するとしております。なお、賞与ファンドの上限は、親会社株主に帰属する当期純利益の3%または基本報酬総額の40%のいずれか少ない額としております。

<株式報酬>

株式報酬は、社内取締役の年次賞与支給額の一定割合を自己株式にて支給する「取締役株式給付制度」として「株式給付信託（BBT）」を導入しております。本制度は、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的としております。

ロ. 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬 (基本報酬)	業績連動報酬等 (年次賞与)	左記のうち、 非金銭報酬等 (株式報酬)	
取締役 (うち社外取締役)	214 (14)	152 (14)	61 (-)	12 (-)	9 (2)
監査役 (うち社外監査役)	51 (14)	47 (14)	4 (-)	- (-)	5 (2)
合計 (うち社外役員)	266 (28)	200 (28)	65 (-)	12 (-)	14 (4)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与29百万円は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等(年次賞与)について
 当社の年次賞与は、イ. 取締役および監査役の報酬等の内容に係る決定方針等に記載の算定方法に基づいて決定しております。年次賞与の支給可否基準として連結ROEが規定水準(基準利回り)を超過した場合としたのは、長期的な視野に立ち安定的・持続的に業績を上げることを目指し、これを具現化するためであります。当連結会計年度における連結ROEは6.7%となり、規定水準(基準利回り)を達成しております。
 なお、年次賞与の額には、当事業年度に係る役員賞与引当額を記載しております。
3. 非金銭報酬等(株式報酬)について
 当社は、社内取締役の年次賞与支給額の一定割合を自己株式にて支給する「取締役株式給付制度」を導入しております。本制度に基づく当社株式の交付状況は、「2.(1)株式の状況」に記載のとおりであります。
 なお、株式報酬の額には、当事業年度に係る役員賞与引当額から試算した額を記載しております。
4. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議について
 取締役の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第68回定時株主総会決議において、年額300百万円以内(うち、社外取締役分は年額30百万円以内、また、報酬限度額には使用人分給与は含まない。)と決議しております。なお、当該株主総会の終結時の取締役の員数は9名(うち、社外取締役は2名)であります。
 また、上記の報酬限度額の内枠で、2015年6月26日開催の第67回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対する非金銭報酬等として、「取締役株式給付制度」の導入を決議しております。なお、当該株主総会の終結時の取締役の員数は7名(社外取締役を除く)であります。
 監査役報酬限度額は、2016年6月29日開催の第68回定時株主総会決議において、年額80百万円以内と決議しております。なお、当該株主総会の終結時の監査役の員数は4名であります。
5. 各取締役の報酬額は、指名・報酬諮問委員会に諮問し、その答申を受け、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会が各人への配分を決定するとしておりますが、当事業年度において取締役会は、その配分の決定を代表取締役社長白鳥昌一に委任しております。委任した理由は、当社グループ全体の業績等を勘案しつつ各取締役の業務遂行実績等の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。また、代表取締役社長が取締役の各人への配分を決定する際には、指

名・報酬諮問委員会の答申を得ていることから、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が取締役会で決定した取締役報酬等の決定に関する方針に沿うものであると判断しております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役高田晴仁氏は、慶應義塾大学大学院の教授であります。なお、当社と同大学院との間には特別の関係はありません。
- ・監査役山田昭氏は、2020年まで三宅総合法律事務所のオブ・カウンセラーでありましたが、当社と同法律事務所との間には特別の関係はありません。なお、同氏がこれまで当社の顧問弁護士であったことはありません。また、同氏は、スリーフィールズ合同会社の代表社員であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役山上圭子氏は、東京靖和総合法律事務所の客員弁護士であります。当社と同法律事務所との間には特別の関係はありません。なお、同氏がこれまで当社の顧問弁護士であったことはありません。

ロ. 他の法人等の社外役員としての兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役武山芳夫氏は、株式会社エックスネットの社外取締役であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役山田昭氏は、ブラザー工業株式会社の社外監査役ならびに株式会社アミファの社外取締役（監査等委員）であります。当社とこれらの会社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役山上圭子氏は、アステラス製薬株式会社の社外取締役であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

- ・2020年度の実績報告会には、取締役高田晴仁氏および武山芳夫氏ならびに監査役山田昭氏および山上圭子氏は14回中全てに出席し、疑問点等につき適宜質問し意見を述べております。また、取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を適宜行っております。
- ・2020年度の実績報告会には、監査役山田昭氏および山上圭子氏は14回中全てに出席し、監査についての意見交換、協議等を行っております。
- ・上記のほか、社外役員は、随時開催される当社の指名・報酬諮問委員会の委員として出席して必要な発言を適宜行うなど、独立した立場からそれぞれの知識や経験を当社の経営の監督に活かしております。

(4) 会計監査人に関する事項

- ① 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	36百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

- (注) 1. 当社は会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等について、過去の監査実績の分析・評価、同規模上場企業の監査報酬との比較を含む最近の監査環境の把握、報酬見積りの算出根拠の相当性など必要な検証を行った結果、当社の監査を遂行する上で適切な水準であると判断し同意いたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求した場合、監査役会はこれを審議し、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、製品競争力の維持・強化に向けた研究開発投資および設備投資を行い、収益力の向上と財務体質の強化に努めながら、株主の皆様に対する利益の還元をより充実していくことが重要と認識し、業績や配当性向などを総合的に勘案した成果配分を基本方針としております。

この基本方針のもと、当期の期末配当金につきましては、1株当たり25円とさせていただきます。その結果、中間配当金22円と合わせて、年間配当金は1株当たり47円（前期比1円増額）となります。

また、次期の株主配当金につきましては、引き続き利益の還元を充実しつつ業績ならびに配当性向を勘案し、1株当たり47円（中間22円、期末25円）を予定しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	54,443	流 動 負 債	15,434
現金及び預金	21,913	支払手形及び買掛金	8,773
受取手形及び売掛金	17,436	電子記録債務	1,991
電子記録債権	3,426	短期借入金	1,317
有価証券	999	未払費用	514
商品及び製品	4,636	未払法人税等	978
仕掛品	1,566	賞与引当金	637
原材料及び貯蔵品	4,073	役員賞与引当金	83
その他	396	製品保証等引当金	126
貸倒引当金	△ 4	その他	1,010
固 定 資 産	24,613	固 定 負 債	2,058
有形固定資産	14,964	リース債務	267
建物及び構築物	7,145	繰延税金負債	1,358
機械装置及び運搬具	2,526	退職給付に係る負債	401
土地	5,047	その他	31
建設仮勘定	20		
その他	225	負 債 合 計	17,493
無形固定資産	583	純 資 産 の 部	
使用権資産	519	株 主 資 本	56,149
ソフトウェア	47	資本金	1,954
その他	16	資本剰余金	1,779
投資その他の資産	9,065	利益剰余金	54,766
投資有価証券	8,750	自己株式	△ 2,350
繰延税金資産	187	その他の包括利益累計額	3,215
その他	129	その他有価証券評価差額金	3,643
貸倒引当金	△ 2	為替換算調整勘定	△ 417
		退職給付に係る調整累計額	△ 10
資 産 合 計	79,057	非支配株主持分	2,198
		純 資 産 合 計	61,564
		負 債 純 資 産 合 計	79,057

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		55,006
売上原価		41,683
売上総利益		13,323
販売費及び一般管理費		7,990
営業利益		5,332
営業外収益		
受取利息	42	
受取配当金	169	
受取家賃	77	
為替差益	15	
持分法による投資利益	45	
その他	64	415
営業外費用		
支払利息	55	
コミットメントライン手数料	6	
その他	40	102
経常利益		5,645
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	40	40
特別損失		
固定資産処分損	7	7
税金等調整前当期純利益		5,678
法人税、住民税及び事業税	1,735	
法人税等調整額	△ 14	1,721
当期純利益		3,956
非支配株主に帰属する当期純利益		96
親会社株主に帰属する当期純利益		3,860

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	36,012	流 動 負 債	12,281
現金及び預金	12,088	支払手形	785
受取手形	4,092	電子記録債務	2,001
電子記録債権	2,730	買掛金	6,187
売掛金	9,495	一年以内返済予定の長期借入金	1,107
有価証券	999	未払金	273
商品及び製品	3,264	未払費用	273
仕掛品	489	未払法人税等	565
原材料及び貯蔵品	1,571	預り金	277
その他	1,282	賞与引当金	487
貸倒引当金	△ 1	役員賞与引当金	65
固 定 資 産	22,921	製品保証等引当金	90
有形固定資産	10,408	その他	164
建物	3,951	固 定 負 債	1,598
構築物	140	預り保証金	31
機械装置	1,494	繰延税金負債	1,390
車両運搬具	10	退職給付引当金	175
工具器具備品	100	負 債 合 計	13,879
土地	4,705	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	4	株 主 資 本	41,422
無形固定資産	21	資 本 金	1,954
ソフトウェア	10	資 本 剰 余 金	1,779
その他	10	資本準備金	1,754
投資その他の資産	12,491	その他資本剰余金	24
投資有価証券	7,827	利 益 剰 余 金	40,006
関係会社株式	2,879	利益準備金	488
長期貸付金	1,683	その他利益剰余金	39,517
差入保証金	85	圧縮記帳積立金	785
その他	18	別途積立金	19,609
貸倒引当金	△ 3	繰越利益剰余金	19,123
資 産 合 計	58,933	自 己 株 式	△ 2,317
		評価・換算差額等	3,631
		その他有価証券評価差額金	3,631
		純 資 産 合 計	45,054
		負 債 純 資 産 合 計	58,933

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		36,814
売 上 原 価		28,439
売 上 総 利 益		8,374
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,646
営 業 利 益		2,728
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	102	
受 取 配 当 金	752	
経 営 指 導 料	158	
受 取 ロ イ ヤ リ テ イ	192	
受 取 家 賃	66	
そ の 他	25	1,297
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	42	
コ ミ ッ ト メ ン ト ラ イ ン 手 数 料	6	
為 替 差 損	31	
そ の 他	28	109
経 常 利 益		3,917
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	40	40
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	6	6
税 引 前 当 期 純 利 益		3,951
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,063	
法 人 税 等 調 整 額	△ 41	1,021
当 期 純 利 益		2,929

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

デンヨー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久世浩一 ㊞

指定有限責任社員 公認会計士 井上卓也 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、デンヨー株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、デンヨー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

デンヨー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久世浩一 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 井上卓也 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、デンヨー株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月17日

デンヨー株式会社 監査役会

常勤監査役 廣 井 亨 ㊟

常勤監査役 木 村 千代樹 ㊟

社外監査役 山 田 昭 ㊟

社外監査役 山 上 圭 子 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 周知性の向上および手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、あわせてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の公告方法を定めるものであります。
- (3) 業務執行を行わない取締役等が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を確保するため、業務執行取締役等でない取締役と責任限定契約を締結できるよう、責任限定契約の対象の変更を行うものであります。なお、この変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 現行定款第32条第2項において、監査役の責任免除の規定を定めておりますが、同規定の削除後も、削除前の監査役の行為について責任免除が可能であることを明確にするため、監査役の責任免除に関する経過措置を附則として新設するものであります。
- (5) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本定時株主総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(商号)	(商号)
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。
<u>1.</u> 各種溶接機および材料の製造、販売	<u>(1)</u> 各種溶接機および材料の製造、販売
<u>1.</u> 各種溶接機の修理、賃貸ならびに溶接工事請負	<u>(2)</u> 各種溶接機の修理、賃貸ならびに溶接工事請負
<u>1.</u> 発電機、電動機の製造、修理、販売ならびに賃貸	<u>(3)</u> 発電機、電動機の製造、修理、販売ならびに賃貸
<u>1.</u> 電気ろう付機の製造、修理、販売ならびに賃貸	<u>(4)</u> 電気ろう付機の製造、修理、販売ならびに賃貸
<u>1.</u> 建設機械の製造、修理、販売ならびに賃貸	<u>(5)</u> 建設機械の製造、修理、販売ならびに賃貸
<u>1.</u> 空気圧縮機、高所作業車、高圧水洗浄機、破砕機、粉碎機の製造、修理、販売ならびに賃貸	<u>(6)</u> 空気圧縮機、高所作業車、高圧水洗浄機、破砕機、粉碎機の製造、修理、販売ならびに賃貸
<u>1.</u> 産業用機械器具装置の製造、工事、修理、販売ならびに賃貸	<u>(7)</u> 産業用機械器具装置の製造、工事、修理、販売ならびに賃貸
<u>1.</u> 労働者派遣事業	<u>(8)</u> 労働者派遣事業
<u>1.</u> 有価証券による投資事業	<u>(9)</u> 有価証券による投資事業
<u>1.</u> 不動産の賃貸借および管理	<u>(10)</u> 不動産の賃貸借および管理
<u>1.</u> 前各号に附帯する一切の業務	<u>(11)</u> 前各号に附帯する一切の業務
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
<u>(2) 監査役</u>	<u>(2) 監査等委員会</u>
<u>(3) 監査役会</u>	(削除)
<u>(4) 会計監査人</u>	<u>(3) 会計監査人</u>
(公告方法)	(公告方法)
第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。	第5条 当社の公告は、 <u>電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</u>
第2章 株式	第2章 株式
第6～8条 (条文省略)	第6～8条 (現行どおり)
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。	第9条 (現行どおり)
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。	2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、 <u>取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役によって定め、これを公告する。</u>
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。	3. (現行どおり)
(株式取扱規程)	(株式取扱規程)
第10条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	第10条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、 <u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役において定める株式取扱規程による。</u>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>
<p>第11～16条 (条文省略)</p>	<p>第11～16条 (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p>
<p>第17条 当社の取締役は、10名以内とする。</p>	<p>第17条 当社の取締役 <u>(監査等委員である者を除く。)</u> は、10名以内とする。</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>2. 当社の監査等委員である取締役は、<u>5名以内とする。</u></p>
<p>(選任方法)</p>	<p>(選任方法)</p>
<p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p>	<p>第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。</u></p>
<p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>2. (現行どおり)</p>
<p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>3. (現行どおり)</p>
<p>(任期)</p>	<p>(任期)</p>
<p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第19条 取締役 <u>(監査等委員である者を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を定めることができる。ただし、取締役社長は代表取締役でなければならない。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の4日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法および省略)</p> <p>第23条 (条文省略)</p>	<p>4. <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該予選に係る決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である者を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である者を除く。)の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を定めることができる。ただし、取締役社長は代表取締役でなければならない。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に對して会日の4日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法および省略)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第24条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p><u>(員数)</u></p> <p>第25条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p>第26条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第24条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役<u>(業務執行取締役等を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	
<p><u>第28条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(補欠監査役の予選の効力)</u></p>	
<p><u>第29条 補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、4年後の定時株主総会開始の時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	
<p><u>第30条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の4日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p>	
<p><u>第31条 監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	
<p><u>第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
(新設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第26条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の4日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
(新設)	2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
(新設)	<u>(監査等委員会の決議の方法)</u> 第27条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
第6章 計算 第33条～第36条 (条文省略)	第6章 計算 第28条～第31条 (現行どおり)
(新設)	付 則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u>
(新設)	1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第73回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役 <u>(監査役であった者を含む。)</u> の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
(新設)	2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、第73回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関し、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、なお、従前の例による。



第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（9名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）7名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名・生年月日等	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	<div style="display: flex; justify-content: space-between; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 再任 社内 </div> <p style="text-align: center;"> <small>えどう ようじ</small> 江藤 陽二 1954年10月31日生 </p>  <ul style="list-style-type: none"> ・所有する当社の株式 31,813株 ・当事業年度の取締役会出席回数 14回/14回 出席率 100% ・当社との特別な利害関係 なし 	1977年4月 当社入社 2008年4月 当社執行役員 第一営業部長 2009年7月 当社執行役員 国内営業部門 第一営業部長 2011年4月 当社執行役員 国内営業部門長 兼 東日本営業部長 2012年4月 当社執行役員 国内営業部門長 2012年6月 当社取締役執行役員 国内営業部門長 2014年4月 当社取締役常務執行役員 国内営業部門長 2016年4月 当社代表取締役副社長執行役員 営業部門、管理部門、品質管理部門管掌 2018年4月 当社代表取締役副社長執行役員 兼 グローバルマーケティング室長 営業部門、品質管理部門管掌 2019年4月 当社代表取締役副社長執行役員 グローバルマーケティング室、品質管理部門管掌 2019年6月 当社代表取締役副社長執行役員 グローバルマーケティング室、生産部門、 海外製造子会社管掌 2021年4月 当社代表取締役会長 現在に至る
<p>【取締役候補者とした理由】 江藤陽二氏は、長年にわたり営業部門業務に従事し、取引先からの信頼も厚く、その経験を活かした取締役会の意思決定機能の強化が期待されるため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>		

候補者番号	氏名・生年月日等	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
2	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社内</div> </div> <div style="text-align: center;"> <small>しろとり しょういち</small> 白鳥 昌一 1956年5月26日生 </div> </div>  <ul style="list-style-type: none"> ・所有する当社の株式 42,569株 ・当事業年度の取締役会出席回数 14回/14回 ・出席率 100% ・当社との特別な利害関係 なし 	<p>1980年4月 当社入社</p> <p>2008年4月 当社執行役員 経営企画部長</p> <p>2009年7月 当社執行役員 管理部門 副部門長 兼 経営企画部長</p> <p>2011年4月 当社執行役員 管理部門長</p> <p>2011年6月 当社取締役執行役員 管理部門長</p> <p>2012年4月 当社取締役執行役員 管理部門長 兼 情報システム部長</p> <p>2013年4月 当社取締役常務執行役員 管理部門長 兼 情報システム部長</p> <p>2015年4月 当社取締役常務執行役員 管理部門長</p> <p>2016年4月 当社代表取締役社長</p> <p>現在に至る</p>
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>白鳥昌一氏は、長年にわたり経営企画・管理部門業務に従事し、会社の業務全般を熟知していることにより、会社経営に関する広い知見があり、取締役会の意思決定機能の強化が期待されるため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>		
3	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社内</div> </div> <div style="text-align: center;"> <small>もりやま けんさく</small> 森山 兼作 1958年5月7日生 </div> </div>  <ul style="list-style-type: none"> ・所有する当社の株式 10,024株 ・当社との特別な利害関係 なし 	<p>1979年4月 当社入社</p> <p>2012年4月 当社営業部門 東日本営業部長</p> <p>2013年4月 当社執行役員 営業部門 東日本営業部長</p> <p>2016年4月 当社執行役員 営業部門 国内営業ユニット統括 兼 東日本営業部長</p> <p>2019年4月 当社上席執行役員 営業部門 副部門長 兼 国内営業ユニット統括</p> <p>2020年4月 当社常務執行役員 営業部門 副部門長 兼 国内営業ユニット統括</p> <p>2021年4月 当社常務執行役員 営業部門長 兼 国内営業ユニット統括</p> <p>現在に至る</p>
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>森山兼作氏は、長年にわたり営業部門業務に従事し、取引先からの信頼も厚く、その経験を活かした取締役会の意思決定機能の強化が期待されるため、新たに取締役候補者いたしました。</p>		

候補者番号	氏名・生年月日等	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
4	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社内</div> </div> <div style="text-align: center;"> <small>よしなが たかのり</small> 吉永 隆法 1963年4月12日生 </div> </div>  <ul style="list-style-type: none"> ・所有する当社の株式 5,941株 ・当事業年度の取締役会出席回数 13回/14回 ・出席率 92% ・当社との特別な利害関係 なし 	<p>1986年4月 当社入社</p> <p>2013年4月 当社開発部門 技術部長</p> <p>2017年4月 当社執行役員 開発部門 技術部長</p> <p>2019年4月 当社執行役員 開発部門長</p> <p>2019年6月 当社取締役執行役員 開発部門長</p> <p>2021年4月 当社取締役上席執行役員 開発部門長 兼 生産部門・海外製造子会社管掌</p> <p>現在に至る</p>
<p>【取締役候補者とした理由】</p>		
<p>吉永隆法氏は、長年にわたり開発部門業務に従事し、また経営企画業務にも従事した経験から、豊富な製品知識を活かした取締役会の意思決定機能の強化が期待されるため、引き続き取締役候補者となりました。</p>		
5	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社内</div> </div> <div style="text-align: center;"> <small>やまだ まさお</small> 山田 正雄 1964年12月5日生 </div> </div>  <ul style="list-style-type: none"> ・所有する当社の株式 5,241株 ・当事業年度の取締役会出席回数 14回/14回 ・出席率 100% ・当社との特別な利害関係 なし 	<p>1985年4月 当社入社</p> <p>2016年4月 当社品質管理部門 品質管理部長</p> <p>2018年4月 当社執行役員 品質管理部門 品質管理部長</p> <p>2019年4月 当社執行役員 品質管理部門 部門長</p> <p>2019年6月 当社取締役執行役員 品質管理部門長</p> <p>2021年4月 当社取締役上席執行役員 品質管理部門長</p> <p>現在に至る</p>
<p>【取締役候補者とした理由】</p>		
<p>山田正雄氏は、開発部門・品質管理部門業務に従事し、幅広い経験を活かした取締役会の意思決定機能の強化が期待されるため、引き続き取締役候補者となりました。</p>		

候補者番号	氏名・生年月日等	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
6	<p>新任 社内</p> <p>たなべ まこと 田邊 誠 1961年8月27日生</p>  <p>・所有する当社の株式 800株 ・当社との特別な利害関係 なし</p>	<p>1984年4月 第一生命保険相互会社（現第一生命保険株式会社）入社</p> <p>2008年4月 当社管理部門 人事部長</p> <p>2009年7月 当社管理部門 人事部長 兼 総務部長</p> <p>2011年4月 当社執行役員 管理部門 人事部長</p> <p>2013年4月 当社執行役員 管理部門 総務部長 兼 人事部長</p> <p>2015年4月 当社執行役員 管理部門 総務部長 兼 財務部長</p> <p>2018年4月 当社上席執行役員 管理部門 経営企画部長 兼 財務部長</p> <p>2020年4月 当社上席執行役員 経営企画室長</p> <p>2021年4月 当社上席執行役員 管理部門長</p> <p>現在に至る</p>
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>田邊誠氏は、長年にわたり経営企画・管理部門業務に従事し、幅広い経験を活かした取締役会社の意思決定機能の強化が期待されるため、新たに取締役候補者いたしました。</p>		
7	<p>再任 社外 独立</p> <p>たけやま よしお 武山 芳夫 1954年2月11日生</p>  <p>・所有する当社の株式 0株 ・当事業年度の取締役会 出席回数 14回/14回 出席率 100% ・当社との特別な利害関係 なし</p>	<p>1977年4月 第一生命保険相互会社（現第一生命保険株式会社）入社</p> <p>2000年4月 同社営業人事部長</p> <p>2005年4月 同社IT企画部長</p> <p>2007年4月 同社執行役員 IT企画部長</p> <p>2009年6月 同社取締役常務執行役員</p> <p>2013年6月 第一生命情報システム株式会社 代表取締役社長</p> <p>2015年4月 同社代表取締役会長</p> <p>2015年6月 当社社外監査役</p> <p>2019年6月 第一生命情報システム株式会社 代表取締役会長退任</p> <p>2019年6月 当社社外監査役退任</p> <p>2019年6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>2020年6月 株式会社エクスネット社外取締役（現任）</p> <p>現在に至る</p> <p>〈重要な兼職の状況〉 株式会社エクスネット社外取締役</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>武山芳夫氏は、他社での豊富な経験を活かし、社外監査役在任期間のみならず、社外取締役としても独立した立場から活発に意見を述べ、その職責を十分に果たしていただいております。また、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないため、引き続き、社外取締役候補者いたしました。</p> <p>同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。</p>		

- (注) 1. 武山芳夫氏は、社外取締役候補者であります。
2. 武山芳夫氏は、東京証券取引所の定める独立役員としての要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出ております。本議案が原案どおり承認された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 当社は、武山芳夫氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。本議案が原案どおり承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであり、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。また、当該保険契約の保険料は、株主代表訴訟の敗訴リスク相当分の保険料は各取締役が負担し、それ以外は当社および当社の子会社が負担しております。本議案が原案どおり承認された場合には、各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。


第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件



第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行しますので、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。


なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名・生年月日等	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">社内</div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 5px;"> <small>ひろい とおる</small> 廣井 亨 1960年7月28日生 </div>  <ul style="list-style-type: none"> ・ 所有する当社の株式 9,600株 ・ 当事業年度の取締役会出席回数 14回/14回 ・ 出席率 100% ・ 当社との特別な利害関係 なし 	1984年4月 当社入社 2015年4月 当社執行役員 デンヨー マニュファクチュアリングコーポレーション会長 兼 CEO 2018年4月 当社執行役員 開発部門研究開発部長 兼 知的財産部長 2019年4月 当社執行役員 開発部門 知的財産部長 2019年6月 当社常勤監査役 現在に至る
<p>【監査等委員である取締役候補者とした理由】 廣井亨氏は、開発部門業務や海外生産子会社における業務に従事し、専門の見地と幅広い見識に鑑み、その職務を適切に遂行いただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。</p>		

候補者番号	氏名・生年月日等	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
2	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>新任 社内</p> <p>木村 千代樹 1958年10月15日生</p> </div>  </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所有する当社の株式 5,000株 ・ 当事業年度の取締役会出席回数 14回 / 14回 ・ 出席率 100% ・ 当社との特別な利害関係 なし 	<p>1977年4月 当社入社</p> <p>2012年4月 当社営業企画部長</p> <p>2014年4月 当社執行役員 営業企画部長</p> <p>2015年4月 当社執行役員 国内営業部門 西日本営業部長</p> <p>2018年4月 当社執行役員 管理部門 総務部長</p> <p>2020年6月 当社常勤監査役</p> <p>現在に至る</p>
<p>【監査等委員である取締役候補者とした理由】</p> <p>木村千代樹氏は、長年にわたり営業部門業務に従事し、また管理部門業務にも従事した経験から、その幅広い見識に鑑み、その職務を適切に遂行いただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。</p>		
3	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>新任 社外 独立</p> <p>山田 昭 1953年5月16日生</p> </div>  </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所有する当社の株式 0株 ・ 当事業年度の取締役会出席回数 14回 / 14回 ・ 出席率 100% ・ 当社との特別な利害関係 なし 	<p>1986年4月 弁護士登録 三宅・島澤・山崎法律事務所入所 (現 三宅総合法律事務所)</p> <p>1990年9月 ウィンスロップ・スティムソン・パトナム・ロバーツ法律事務所入所</p> <p>1991年6月 ニューヨーク州弁護士登録</p> <p>1992年1月 三宅・山崎法律事務所パートナー (現 三宅総合法律事務所)</p> <p>1994年3月 同法律事務所 バンコク事務所駐在</p> <p>1997年8月 同法律事務所 東京事務所</p> <p>2014年6月 当社補欠監査役</p> <p>2015年6月 当社社外監査役 (現任)</p> <p>2017年1月 三宅・牛島・今村法律事務所 オブ・カウンセル (現 三宅総合法律事務所)</p> <p>現在に至る</p> <p>〈重要な兼職の状況〉</p> <p>スリーフィールズ合同会社 共同代表</p> <p>ブラザー工業株式会社 社外監査役</p> <p>株式会社アミファ 社外取締役 (監査等委員)</p>
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>山田 昭氏は、弁護士としての専門的見地と幅広い見識に鑑み、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。同氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業経営に関与した経験はありませんが、業務執行を行う経営陣からの独立した立場で、同氏の知識や経験を当社の経営の監督等に活かしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。</p> <p>同氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年となります。</p>		

候補者番号	氏名・生年月日等	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
4	<p>新任 社外 独立</p> <p>やまがみ けいこ 山上 圭子 1961年3月22日生</p>  <p>・所有する当社の株式0株 ・当事業年度の取締役会出席回数 14回/14回 出席率 100% ・当社との特別な利害関係なし</p>	<p>1987年4月 横浜地方検察庁 検事 2002年4月 法務省 刑事局 刑事法制企画官 2005年1月 法務省 刑事局 参事官 2005年8月 最高検察庁 検事 2007年8月 東京地方検察庁 公安部副部長 2008年7月 東京地方検察庁 判判部副部長 2009年4月 横浜地方検察庁 判判部長 2010年4月 弁護士登録 東京靖和総合法律事務所 客員弁護士 (現任) 2017年6月 アステラス製薬株式会社 社外取締役 2019年6月 当社社外監査役 (現任) 2021年6月 アステラス製薬株式会社 社外取締役 (退任予定) 現在に至る</p> <p>〈重要な兼職の状況〉 東京靖和総合法律事務所 客員弁護士 ジュテックホールディングス株式会社 社外取締役 (就任予定)</p> <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 山上圭子氏は、最高検察庁検事などの要職を歴任された経験と弁護士としての専門的見地と幅広い見識に鑑み、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。同氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業経営に関与した経験はありませんが、業務執行を行う経営陣からの独立した立場で、同氏の知識や経験を当社の経営の監督等に活かしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。 同氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。</p>
5	<p>新任 社外 独立</p> <p>なとり まさこ 名執 雅子 1961年3月11日生</p>  <p>・所有する当社の株式0株 ・当社との特別な利害関係なし</p>	<p>1983年4月 法務省入省 2011年4月 法務省 矯正局 少年矯正課長 2013年1月 法務省 矯正局 総務課長 2014年7月 法務省 大臣官房 施設課長 2016年6月 法務省 大臣官房審議官 (矯正局担当) 2017年7月 法務省 人権擁護局長 2018年9月 法務省 矯正局長 2020年1月 法務省退官 2020年10月 日本電気株式会社 顧問 (現任) 現在に至る</p> <p>〈重要な兼職の状況〉 日本電気株式会社 顧問</p> <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 名執雅子氏は、法務省人権擁護局長や矯正局長を歴任し、その経歴を通じて培われた法律や人権に関する専門的な知識と豊かな経験を有しております。同氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業経営に関与した経験はありませんが、業務執行を行う経営陣からの独立した立場で、同氏の知識や経験を当社の経営の監督等に活かしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>

- (注) 1. 山田 昭氏、山上圭子氏および名執雅子氏は、社外取締役候補者であります。
2. 山田 昭氏、山上圭子氏および名執雅子氏は、東京証券取引所の定める独立役員としての要件を満たしており、本議案が原案どおり承認された場合には、当社は各氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 本議案が原案どおり承認された場合には、当社は、山田 昭氏、山上圭子氏および名執雅子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであり、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。また、当該保険契約の保険料は、株主代表訴訟の敗訴リスク相当分の保険料は各取締役が負担し、それ以外は当社および当社の子会社が負担しております。本議案が原案どおり承認された場合には、各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第2号議案および第3号議案に共通するご参考資料

第2号議案および第3号議案が承認されたのちの体制（2021年6月29日以降の予定）

氏名	属性	社外	特に専門性を発揮できる領域							構成状況			
			企業経営CG	ESG	開発生産品質保証	営業・マーケティング	グローバル	財務・IT	人事・労務	法務・リスクマネジメント	監査等委員会	指名・報酬諮問委員会	独立社外取締役会
江藤 陽二	代表取締役会長		○	○		○	○					●	
白鳥 昌一	代表取締役社長		○	○				○	○			●	
森山 兼作	取締役常務執行役員			○	○	○							
吉永 隆法	取締役上席執行役員			○	○	○							
山田 正雄	取締役上席執行役員			○	○	○							
田邊 誠	取締役上席執行役員							○	○	○			
武山 芳夫	取締役	●	○	○					○		○	●	●
廣井 亨	取締役		○		○		○				●		
木村千代樹	取締役					○			○	○	●		
山田 昭	取締役	●	○	○			○			○	●	●	●
山上 圭子	取締役	●	○	○						○	●	●	●
名執 雅子	取締役	●		○					○	○	●	●	●

(注) 1. 上記一覧表は、各人の経験などを踏まえて、より専門性が発揮できる領域のうち主たるものを最大4つを表示しており、有する全ての知見を表すものではありません。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行します。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名・生年月日等	略歴および重要な兼職の状況
<p style="text-align: center;">社外 独立</p> <p style="text-align: center;">おくだ きょうこ 岡田 恭子 1959年7月26日生</p> <p>・所有する当社の株式0株 ・当社との特別な利害関係なし</p>	<p>1982年4月 株式会社資生堂入社 2011年10月 同社企業文化部長 2015年4月 同社総務部 秘書室部長 2015年6月 同社常勤監査役 2019年3月 同社常勤監査役退任 2019年6月 日鉄ソリューションズ株式会社 社外監査役 2019年6月 株式会社SUBARU 社外監査役（現任） 2020年6月 大王製紙株式会社 社外監査役（現任） 2021年6月 日鉄ソリューションズ株式会社 社外監査役（退任予定） 現在に至る</p> <p>〈重要な兼職の状況〉 株式会社SUBARU 社外監査役 大王製紙株式会社 社外監査役 株式会社ジャックス 社外取締役（就任予定）</p>
<p>【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>岡田恭子氏は、他社での豊富な業務経験と常勤監査役の経験を有し、その経験と幅広い見識に鑑み、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。また、同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立した立場で、同氏の知識や経験を当社の経営の監督等に活かしていただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としております。</p>	

- (注) 1. 岡田恭子氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 岡田恭子氏は、東京証券取引所の定める独立役員としての要件を満たしており、同氏が監査等委員である取締役に就任された場合には、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 岡田恭子氏が監査等委員である取締役に就任された場合には、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者がその地位に基づい

て行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであり、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。また、当該保険契約の保険料は、株主代表訴訟の敗訴リスク相当分の保険料は各取締役が負担し、それ以外は当社および当社の子会社が負担しております。岡田恭子氏が監査等委員である取締役役に就任された場合には、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、2016年6月29日開催の第68回定時株主総会決議において、年額300百万円以内（うち、社外取締役分は年額30百万円以内、また、報酬限度額には使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額および昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮し、指名・報酬諮問委員会の答申も踏まえ、相当と考えられる額として、年額300百万円以内（うち、社外取締役分は年額30百万円以内）とすることにつきご承認をお願いするものであります。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

現在の取締役は9名（うち社外取締役2名）であります。第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は7名（うち社外取締役1名）となります。

なお、監査等委員会設置会社移行後の各取締役に対する役員報酬等の具体的な内容等は、移行後の取締役会で承認され、改訂予定であります「取締役報酬等の決定に関する方針」に基づき決定いたします。当該方針は基本的に、事業報告に記載の「取締役報酬等の決定に関する方針」（本招集ご通知15ページ）と同様とする予定でありますので、相当であると考えております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、監査等委員である取締役の職務と責任や昨今の経済情勢等諸般の事情も勘案し、現行の監査役の報酬限度額および支給実績を考慮しつつ、監査等委員である取締役の定員数や今後の人材確保に向けた準備等も加味し、報酬等の額として、年額100百万円以内とすることにつき相当であると考え、ご承認をお願いするものであります。

第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は5名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

1. 提案の理由およびこれを相当とする理由

当社は、2015年6月26日開催の第67回定時株主総会において取締役（社外取締役を除きます。）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき、今日に至りますが、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として当社が監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、現在の取締役に対する本制度に係る報酬枠に代え、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。）に対する本制度に係る報酬等の額および内容を改めて決定することについて、ご承認をお願いするものであります。

具体的には、第5号議案としてご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等の限度額の内枠として、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。）に対する本制度に係る報酬等の額および内容についてご承認をお願いするものであります。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴うものであり、その対象から監査等委員である取締役を除くことを除き、本制度の内容は2015年6月26日開催の第67回定時株主総会においてご承認いただきました内容と実質的に同一であり、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。）の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は事業報告〔本招集ご通知16頁〕に記載のとおりであり、当社は監査等委員会設置会社への移行後も所要の調整を行った上で実質的に同様の方針を維持する予定であるところ、本制度はかかる方針にも沿うものであると考えております。これらに鑑み、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

また、現時点において、本制度の対象となる取締役は社外取締役を除く7名ですが、第2号議案および第3号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。）は6名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

2. 本制度に係る報酬等の内容および額

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役（社外取締役を除くものとし、監査等委員である取締役は、本制度の対象外とします。以下、断りがない限り同じとします。）に対して、当社が定める取締役株式給付規程に従って、業績達成度等に応じて付与されるポイントに基づき、当社株式が本信託を通じて毎年一定の時期に給付される業績連動型の株式報酬制度です。

当社は、2015年6月26日開催の第67回定時株主総会の決議に従い、2016年3月末日で終了した事業年度から2020年3月末日で終了した事業年度までの5事業年度（以下、当該5事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入しております。

今般、当社は監査等委員会設置会社への移行に伴い、本信託は、受益者要件を満たす取締役を受益者とする信託として存続させることとします。

(2) 本制度の対象者

当社取締役（上記のとおり、社外取締役および監査等委員である取締役は、本制度の対象外）とします。

(3) 信託期間

本信託の信託期間については、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものとしております。本制度は、当社株式の上場廃止、取締役株式給付規程の廃止等により終了します。

(4) 取締役に給付される当社株式数の算定方法と取締役に給付される当社株式数の上限

取締役には、各事業年度に関して、取締役株式給付規程に基づき、当該事業年度における役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付

与されます。

取締役が付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、12,400ポイントを上限といたします。これは現在の当社役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記（7）の株式給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（但し、本議案のご承認をいただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。）。

したがって、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数は12,400株（但し、上記の調整が行われることがあります。）であり、その発行済株式総数（2021年3月31日現在。自己株式控除後）に対する割合は約0.06%です。

給付する株式の数の算定に当たり基準となる取締役のポイント数は、当該取締役に對し各事業年度に付与されたポイント数（以下、「確定ポイント数」といいます。）をもって確定します。

（5）本信託による当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、下記（6）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。

本信託は、当初対象期間において、41,000株を取得しております。

（6）信託金額

当社は、取締役へ当社株式の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、当初対象期間において78百万円の金銭を拠出し、本信託を設定しております。

本制度が終了するまでの間、今後の各対象期間において、当社は、原則として対象期間ごとに、80百万円を上限として本信託に追加拠出することとします。但し、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して本制度の対象者に付与されたポイント数に相当する当社株式で、当該本制度の対象者に対する給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、「残存株式等」とい

います。)があるときは、残存株式等の金額(当社株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。)と追加拋出される金銭の合計額は、80百万円を上限とします。当社が追加拋出を決定したときは、適時適切に開示します。

(7) 株式給付および報酬等の額の算定方法

当社の取締役が、取締役株式給付規程に定める受益者要件を充足した場合、毎年一定の期日に所定の受益者確定手続きを行うことにより、上記(4)に記載の内容に従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、当該一定の期日に本信託から給付を受けます。但し、取締役株式給付規程の定めに従い、例外的に当社株式に代えて金銭の給付がなされることがあります。

なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合および取締役としての義務の違反があったことに起因して退任した場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

本制度の下で取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、各取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価格を乗じた金額(但し、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。)を基礎とし、取締役株式給付規程の定めに従い、例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、これを加算した金額とします。上述のとおり、当該報酬等の額につきましては、第5号議案としてご承認をお願いしております取締役(監査等委員である取締役を除きます。)の報酬等の限度額(年額300百万円以内。)の枠内で処理するものといたします。

(8) 本信託内の株式に係る議決権

本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。

第8号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件

当社は、2009年6月26日開催の第61期事業年度に係る当社定時株主総会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入することについて株主の皆様のご承認をいただき、その後2012年6月28日開催の第64期事業年度、2015年6月26日開催の第67期事業年度および2018年6月28日開催の第70期事業年度に係る当社定時株主総会において、それぞれ当該対応策の更新について株主の皆様のご承認をいただきました（以下、2018年6月28日開催の第70期事業年度に係る当社定時株主総会による更新後の対応策を「旧プラン」といいます。）。

旧プランの有効期間は、2021年6月29日開催予定の当社第73回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結時をもって満了いたします。

そこで、当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を引き続き確保・向上させていくため、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））として、旧プランを以下Ⅲ.2.に定めるとおりに更新いたしたく（以下、更新後の「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を「本プラン」といいます。）、そのご承認をお願いするものであります。

なお、本定時株主総会において、第1号議案「定款一部変更の件」を株主の皆様にご承認いただくことを条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行することを予定しており、本プランへの更新に際しては、これに伴う所要の修正その他形式的な文言の修正を行っておりますが、その基本的な内容は旧プランと同一であります。

I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えます。従って、当社の財務および事業の方針の決定を支配することが可能な数の株式を取得する買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えます。また、当社は、大量取得行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかし、株式の大量取得行為の中には、①買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、②株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、③対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役

会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることにならないものも存在します。

当社は、このような不適切な株式の大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

II. 基本方針の実現に資する取組み

1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、1948年の創立以来、野外におけるパワーソースのパイオニアとして、エンジン発電機、エンジン溶接機、エンジンコンプレッサをはじめ多くの製品を開発・製造・販売してきており、エンジン発電機、エンジン溶接機における国内市場占有率はそれぞれ現在約65%、55%に達するに至るなど、主要製品において高い市場占有率を有し、数多くのユーザーの方に当社製品をご利用いただいております。これは、従前の地位や技術力に甘んじることなく、常に開拓心と創造力をもって技術革新を図ることを基本理念として、新たな研究開発にも果敢に挑戦し、積極的に新規のオリジナル製品を開発してきた結果であると考えております。このような当社の研究開発活動・技術開発力およびその結果である当社の各種製品に対する顧客の皆様の信頼にこそ当社の企業価値の源泉があると考えております。

2. 企業価値向上のための取組み

当社グループは、「創造力と不断の技術革新を通じて、高品質パワーソースのトップランナー（グローバルNo1ブランド）を目指します。」との経営ビジョンを掲げ、国内外において、既存事業の拡充・効率化および新たな市場の開拓を目指した事業展開を行っております。

当社グループは、その主要な事業領域を、建設関連事業、産業機器事業及び新規事業の3領域とし、それぞれにおいて、海外市場・新規市場の開拓に注力し、特に、建設需要に依存することとなる建設向け製品にとどまらず、非常用発電機をはじめとする建設向け以外の製品の開発・販売促進に努めることにより、需要創造型の経営への転換を図っております。そのため、引き続き、新技術の研究から製品の開発に至るまで、積極的な研究開発を進めております。また、中長期的な視点から低炭素化に向けた研究開発にも取り組んでおります。

また、収益性の高いグループ体制を構築するべく、生産体制および国際的な原料調達の新なる効率化を進めるとともに、国内・海外工場への合理化投資を行っています。

さらに、当社グループは、柔軟な組織運営を行うと同時に、各役職員の権限および責任の所在を明確化することを通じて、当社グループ全体の組織運営を活性化し、かつ、これと並行して当社グループの国際的な事業展開を支えるに足る人材の育成を進めることにより、当社グループが新規市場に事業を拡大していくための素地となる、活力ある企業風土を構築することを目指しております。

3. コーポレート・ガバナンスの取組みについて

当社の取締役会は、現在社外取締役2名を含む9名の取締役で構成されておりますが、各事業年度における取締役の責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を確立すると共に、取締役の選任および解任について株主の皆様の意思を適時に反映することができるようにすることを目的として、取締役の任期を1年としております。また、指名・報酬諮問委員会を任意で設置し、取締役の人事・処遇に係る手続の適正性、公正性、および透明性を高めております。現在、指名・報酬諮問委員会は、当社代表取締役2名に社外取締役2名および社外監査役2名を加えた6名で構成されております。

また、当社は、経営の監督と業務の執行を分離し、事業環境の変化への機動的対応と、意思決定の迅速化を図るべく、執行役員制度を導入しております。また、取締役会の意思決定を支援し、会社経営および業務執行に関する重要事項を審議するために、常勤取締役、常勤監査役および執行役員が出席する経営会議を設置しております。さらに、グループ経営を円滑に進めるため、当社の取締役および監査役並びに当社グループの主要な子会社・関連会社の代表取締役社長が出席するグループ経営会議を設置しております。加えて、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、独立役員のみを構成員とする会合を定期的で開催し、独立した客観的な立場に基づく情報交換、認識共有を図っております。

当社は現在監査役制度を採用し、4名の監査役のうち2名を社外監査役とし、当社の経営の適法性、公正性および透明性を確保しております。また、当社は社外取締役2名および社外監査役2名を独立役員と指定して東京証券取引所に届け出ており、一般投資家の保護を図っております。

さらに、当社は、内部統制の手段として、社内規程等の整備を図り、業務遂行に際しての適正な管理を行うとともに、社長直属の監査室を設け、社内の業務監査を実施しております。また、監査室による監査に際して、監査役が同行することにより、監査役と監査室の連携を図っております。

加えて、当社は、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただくことを条件として、監査等委員会設置会社に移行し、当社のコーポレート・ガバナンスを一層充実し、経営の透明性、効率性を高め機動的な意思決定を可能とすることを通じて、更なる企業価値の向上を図る所存です。

監査等委員会設置会社への移行後は、当社の取締役会は、取締役12名（うち、監査等委員である取締役5名）で構成され、そのうち独立社外取締役は4名（うち、監査等委員である取締役3名）となる予定です。また、当社が任意で設置している指名・報酬諮問委員会および独立社外取締役のみを構成員とする定期的な会合は、引き続きこれを継続する予定です（指名・報酬諮問委員会については、代表取締役2名および独立社外取締役4名によって構成する予定です。）。なお、当社においてこれまで常勤監査役が行っていた経営会議の出席は、監査等委員会で選定する常勤の監査等委員である取締役が行います。また、監査室による社内の業務監査への同行は、監査等委員である取締役が行います。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本プラン）

1. 本プランの目的

本プランは、上記Ⅰ.に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって更新されるものです。

当社取締役会は、当社株式に対する大量取得行為の提案が行われた際に、当該大量取得行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な時間および情報を確保するとともに、株主の皆様のために大量取得者と協議・交渉等を行うなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量取得行為を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しております。

そこで、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、本定時株主総会で株主の皆様にご承認いただけることを条件に、本プランに更新する必要があると判断しました。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

(a) 目的

本プランは、当社株式の大量取得行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等との協議・交渉等の機会を確保すること等により、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

(b) 手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する買付若しくはこれに類似する行為又はその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し事前に当該買付等に関する情報提供を求める等、上記(a)の目的を実現するために必要な手続を定めております（詳細については下記(2)「本プランに係る手続」をご参照ください。）。

(c) 新株予約権の無償割当ての実施

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の買付等を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等（その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての実施の要件」をご参照ください。）には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」において記載され、以下これを「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てが実施され、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大3分の1まで希釈化される可能性があります。

(d) 独立委員会の利用等

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施・不実施等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社取締役会は、独立性の高い社外者等から構成される独立委員会（その詳細については下記(5)「独立委員会の設置」をご参照ください。）の勧告を最大限尊重することとしております。また、こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしております。

(2) 本プランに係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下①又は②に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。買付者等には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

- ① 当社が発行者である株券等（注1）について、保有者（注2）の株券等保有割合（注3）が20%以上となる買付
- ② 当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付け（注5）を行う者の株券等所有割合（注6）およびその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

上記(a)に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）および当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下総称して「買付説明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると合理的に判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。なお、買付説明書および本必要情報における使用言語は日本語に限ります。

記

- ①買付者等およびそのグループ（共同保有者（注8）、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果、当該過去の取引が対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）
- ②買付等の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）
- ③買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、およびそのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）
- ④買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑤買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑥買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する処遇・対応方針
- ⑦当社の他の株主との間の利益相反が生じる場合には、それを回避するための具体的方策
- ⑧その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議を直ちに行う場合があります。

(c) 当社取締役会による買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の策定

① 取締役会検討期間の設定、当社取締役会による検討・交渉・代替案の策定

当社取締役会は、買付者等から情報・資料等（追加的に提供を要求したのも含みます。）の提供が十分になされたと認めた場合、原則として最長60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の買付等の場合）の検討期間（以下「取締役会検討期間」といいます。）を設定します。但し、いずれの場合においても、当社取締役会は、必要と認める場合には、買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉、代替案の策定等に必要とされる合理的な範囲内で（但し、30日間を超えないものとします。）、取締役会検討期間を延長することができるものとします。

当社取締役会は、取締役会検討期間において、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、必要に応じてファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家（以下「外部専門家」と総称します。）の助言を得ながら、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等の比較検討、および当社取締役会の提示する代替案の策定等を行います。また、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、当該買付者等との協議・交渉等を行い、また、当社取締役会の策定した代替案の株主の皆様に対する提示等を行うものとします。

買付者等は、当社取締役会が、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

② 株主に対する情報開示

当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から買付説明書が提出された事実、取締役会検討期間が開始した事実、取締役会検討期間が延長された場合にはその事実、当社取締役会が代替案を策定し提示した場合にはその内容、および本必要情報の概要その他の情報のうち取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主の皆様に対する情報開示を行います。

(d) 独立委員会に対する諮問・独立委員会による勧告

当社取締役会は、取締役会検討期間内において、上記(c)の当社取締役会による買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉、代替案の策定等と並行して、独立委員会に対して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の是非につき諮問するものとします。独立委員会は、かかる諮問を受けた場合、その検討のために必要となる情報の提供を当社取締役会に要求し、当社取締役会はかかる要求に速やかに応じるものとします。

独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した外部専門家の助言を得ることができるものとします。

独立委員会が、当社取締役会に対して下記①又は②に定める勧告を行った場合には、当社は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

① 本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、又は買付者等の買付等の内容の検討の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての実施の要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の行使期間開始日（下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)において定義されます。以下同じとします。）の前日までの間は、（無償割当ての効力発生前においては）本新株予約権の無償割当てを中止し、又は（無償割当ての効力発生後においては）本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(i) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての実施の要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施すること若しくは行使

を認めることが相当でない場合

なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての実施を相当と判断する場合でも、本新株予約権の無償割当ての実施について株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に、株主総会の招集および本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告するものとします。

② 本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての実施の要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当ではないと判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての実施の要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当てを実施することの新たな勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

(e) 取締役会の決議、株主総会の開催

当社取締役会は、上記(2)(d)「独立委員会に対する諮問・独立委員会による勧告」に定める独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会から本新株予約権の無償割当ての実施について株主の意思を確認するための株主総会の招集を勧告された場合には、実務上株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議するものとします。当社取締役会は、当該株主総会において本新

株予約権の無償割当ての実施に関する議案が可決された場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議を速やかに行うものとし、また、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が否決された場合には、本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を速やかに行うものとし、

買付者等は、本プランに係る手続の開始後、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

当社取締役会は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施に関する決議を行った場合、当社取締役会が上記の株主総会を招集する旨の決議を行った場合、又は本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主総会の決議が行われた場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施の要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記(2)「本プランに係る手続」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランに係る手続」(d)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

記

- (a) 上記(2)「本プランに係る手続」(b)に定める情報提供および取締役会検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
- (b) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - ①株券等を買収し、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - ②当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

- ③当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
 - ⑤真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当社の株価を上昇させて当該株式を高値で当社関係者等に引き取らせる目的で買収を行うような行為
- (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
 - (d) 当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等である場合
 - (e) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要なとされる情報が十分に提供されることなく行われる買付等である場合
 - (f) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
 - (g) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の技術開発力、社会的信用又はブランド価値を損なうことなどにより、当社の企業価値又は株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです（本新株予約権の詳細については、別紙1「新株予約権無償割当ての要項」をご参照ください。）。

(a) 新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てを実施する旨の取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定

める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）の2倍に相当する数を上限として本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権2個を上限として本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個当たりの目的である当社株式（注9）（「社債、株式等の振替に関する法律」の規定の適用がある同法第128条第1項に定める振替株式となります。）の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間（終値のない日を除きます。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の各日の終値（気配表示を含みます。）の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議

において別途定める期間とします。但し、下記(i)②の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者(注10)、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者(注11)、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者(注12)(以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の保有する本新株予約権も、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。詳細については別紙1「新株予約権無償割当ての要項」をご参照ください。)

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前

営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の日で、当社取締役会が定める日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

なお、上記に用いられる用語の定義および詳細については、別紙 1「新株予約権無償割当ての要項」をご参照ください。

(5) 独立委員会の設置

当社は、本プランへの更新にあたり、本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての実施・不実施等に関する当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの運用に関する判断を客観的に行う機関として、引き続き独立委員会を設置します。本プランへの更新が本定時株主総会で承認された場合、更新後の独立委員会の委員は、当社の業務執行を行う経営陣からの独立性の高い当社社外取締役3名から構成されます（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙2「独立委員会規則の概要」のとおりであり、本プランへの更新後に就任が予定されている独立委員会の委員の略歴は別紙3「独立委員会の委員の氏名および略歴」のとおりです。）。

実際に買付等がなされる場合には、上記(2)「本プランに係る手続」に記載したとおり、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

(6) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間（以下「有効期間」といいます。）は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨

の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程・規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等、本定時株主総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実、および（修正又は変更の場合には）修正、変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

（ご参考）

本プランの内容は上記Ⅲ. 2. に記載のとおりですが、本プランへの更新時及び本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様等に与える影響、並びに本プランに対する当社取締役会の判断およびその理由はそれぞれ以下のとおりです。株主の皆様におかれましては、これらの点もご考慮の上、本議案につきご承認いただければと存じます。

株主の皆様等への影響

（１） 本プランへの更新時に株主および投資家の皆様にご与える影響

本プランへの更新時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様にご直接具体的な影響が生じることはありません。

（２） 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式 1 株につき本新株予約権 2 個を上限として本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間内に、金銭の払込みその他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続」(b)において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権

の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。但し、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続」(c)に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、この場合、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記2.(2)「本プランに係る手続」(d)①に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までにおいては、本新株予約権の無償割当てを中止し、また、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間においては、本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を受ける可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続

(a) 本新株予約権の割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当ての割当期日を公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日、振替株式の振替を行うための口座等の必要事項、並びに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項

その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。) その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内で、かつ、当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、当該行使請求書およびこれらの必要書類が当社が定めるところに従ってご提出していただいた上で、本新株予約権の行使請求受付場所に当該行使請求書およびこれらの必要書類が到達し、かつ、原則として、本新株予約権1個当たり、1円を下限として当社1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を当該行使請求受付場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

(c) 当社による新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を取得します。

このうち、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付する場合には、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することとなります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、振替株式の振替を行うための口座等の必要事項、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

本プランに対する当社取締役会の判断およびその理由

1. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記Ⅱ.の取組み）について

上記Ⅱ.に記載した企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの取組みといった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅲ.の取組み）について

(1) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

(2) 当該取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、次の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組みは、当社株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(a) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しております。

(b) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として更新されます。

また、上記Ⅲ. 2. (6)「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランは、有効期間を約3年間とするいわゆるサ

ンセット条項が設けられており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合、当社の株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの存続の適否は、当社株主の皆様ご意思に基づくこととなっております。

(c) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランへの更新にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、引き続き、本プランの運用に関する判断を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置します。実際に当社に対して買付等がなされた場合には、上記Ⅲ. 2. (2)「本プランに係る手続」に記載したとおり、こうした独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主の共同利益を毀損するか否かなどを検討した上で当社取締役会に対する勧告を行い、当社取締役会にかかる勧告を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

なお、本プランへの更新後の独立委員会の委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立性の高い当社社外取締役3名で構成される予定です（独立委員会の委員選任基準、決議要件および決議事項等については別紙2をご参照ください。また、本プランへの更新後に就任が予定されている独立委員会の委員は別紙3をご参照ください。）。

(d) 合理的な客観的要件の設定

本プランにおいては、Ⅲ. 2. (3)「本新株予約権の無償割当ての実施の要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ本新株予約権の無償割当ては実施されないものとしており、当社取締役会による恣意的な実施を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

- (e) 当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期が1年であること

当社は、当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期を1年としており、本プランの有効期間中であっても、毎年の当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)の選任を通じて、本プランについて、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。

- (f) 外部専門家の意見の取得

上記Ⅲ. 2. (2) (d) 「独立委員会に対する諮問・独立委員会による勧告」にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した外部専門家の助言を受けることができるものとしております。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

- (g) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ. 2. (6)の「本プランの有効期間、廃止および変更」にて記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策)でもありません。

(注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。本議案において同じとします。

(注3) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。

(注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

(注5) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において

同じとします。

- (注6) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
- (注8) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。本議案において同じとします。
- (注9) 将来、当社が種類株式発行会社(会社法第2条第13号)となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式及び②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本定時株主総会開催時において、現に発行している株式(普通株式)と同一の種類の株式を指すものとします。
- (注10) 「特定大量保有者」とは、原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。
- (注11) 「特定大量買付者」とは、原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本注11において同じとします。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下本注11において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。
- (注12) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。

以 上

新株予約権無償割当ての要項

I. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容および数

株主に割り当てる新株予約権（以下、個別に又は総称して「新株予約権」という。）の内容は下記Ⅱ.に記載される場所にに基づくものとし、新株予約権の数は、新株予約権の無償割当てを実施する旨の取締役会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」という。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）の2倍に相当する数を上限として、新株予約権無償割当て決議において別途定める数とする。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する株式1株につき新株予約権2個を上限として新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

(3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において別途定める日とする。

Ⅱ. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の数

1) 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、1株とする。但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

- 2) 調整後対象株式数は、株式の分割の場合はその基準日の翌日以降、株式の併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。
 - 3) 上記1) に定めるほか、株式無償割当て、合併、会社分割等当社の発行済株式総数(但し、当社の有する当社株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる行為を行う場合で、対象株式数の調整を必要とするときには、株式無償割当て、合併、会社分割その他の行為の条件等を勘案の上、対象株式数につき合理的な調整を行うものとする。
- (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 1) 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額(下記2)に定義される。)に対象株式数を乗じた価額とする。
 - 2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額(以下「行使価額」という。)は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とする。なお、「時価」とは、新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間(終値のない日を除く。)の東京証券取引所における当社株式の普通取引の各日の終値(気配表示を含む。)の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。
- (3) 新株予約権の行使期間
- 新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。但し、下記(7)2)の規定に基づき当社が新株予約権を取得する場合、当該取得に係る新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
- (4) 新株予約権の行使の条件
- 1) (i) 特定大量保有者、(ii) 特定大量保有者の共同保有者、(iii) 特定大量買付者、(iv) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(v) 上記(i)ないし(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得る

ことなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(vi)上記(i)ないし(v)に該当する者の関連者（以下、(i)ないし(vi)に該当する者を総称して「非適格者」という。）は、新株予約権を行使することができない。なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

- ①「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義される。）が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。
 - ②「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）。
 - ③「特定大量買付者」とは、公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本③において同じ。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本③において同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして同法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。
 - ④「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
 - ⑤ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される。）をいう。
- 2) 上記1)にかかわらず、下記①ないし④の各号に記載される者は、特定大量保有者又は特定大量買付者に該当しないものとする。

- ①当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）又は当社の関連会社（同規則第8条第5項に定義される。）
 - ②当社を支配する意図がなく上記1）(i)の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記1）(i)の特定大量保有者に該当することになった後10日間（但し、当社取締役会はかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記1）(i)の特定大量保有者に該当しなくなった者
 - ③当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記1）(i)の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）
 - ④その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（非適格者に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会は別途認めることができ、また、一定の条件の下に当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）
- 3) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し、(i)所定の手続の履行若しくは(ii)所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、又は(iii)その双方（以下「準抛法行使手続・条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準抛法行使手続・条件が全て履行又は充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権を行使することができ、これが履行又は充足されたと当社取締役会が認めない場合には新株予約権を行使することができない。なお、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行又は充足することが必要とされる準抛法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行又は充足する義務は負わない。また、当該管轄地域に所在する者に新株予約権の行使をさせることが当該管轄地域における法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。
- 4) 上記3)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(i)自ら

が米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家 (accredited investor) であることを表明、保証し、かつ(ii)その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社株式の転売は東京証券取引所における普通取引 (但し、事前の取決めに基かず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。) によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションDおよび米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行又は充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記(i)および(ii)を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができない。

5) 新株予約権を有する者は、当社に対し、自らが非適格者に該当せず、かつ、非適格者に該当する者のために行使しようとしている者ではないこと、および新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面並びに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

6) 新株予約権を有する者が本(4)の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額は、新株予約権無償割当て決議において別途定める額とする。

(6) 新株予約権の譲渡制限

- 1) 新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。
- 2) 新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記(4)3) および4) の規定により新株予約権を行使することができない者 (非適格者を除く。) であるときは、当社取締役会は、以下

の事由等を勘案して上記1)の承認をするか否かを決定する。

- ①当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部又は一部の譲渡による取得に関し、譲渡人および譲受人が作成し署名又は記名捺印した入書（下記②ないし④に関する表明・保証条項、補償条項および違約金条項を含む。）が提出されているか否か
- ②譲渡人および譲受人が非適格者に該当しないことが明らかか否か
- ③譲受人が当該管轄地域に所在しない者であり、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲り受けしようとしている者ではないことが明らかか否か
- ④譲受人が非適格者のために譲り受けしようとしている者でないことが明らかか否か

(7) 当社による新株予約権の取得

- 1) 当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
- 2) 当社は、当社取締役会が別に定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の日で、当社取締役会が定める日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

(8) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、および株式移転の場合の新株予約権の交付およびその条件

新株予約権無償割当て決議において別途決定する。

(9) 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(10) 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、2021年5月13日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

以 上

独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役又は(ii)当社取締役会が選任する社外の有識者とする。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務若しくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役であった独立委員会委員が、取締役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う（但し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が当社株主総会に付議された場合には、当該株主総会の決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員および当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ①本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施（本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を当社株主総会へ付議することを含む。）
 - ②本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - ①上記の決定をするために必要となる情報の収集および当社取締役会への当該資料の要求
 - ②買付者等の買付等の内容の精査・検討

- ③本プランの修正又は変更に係る承認
- ④その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
- ⑤当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・独立委員会の決議は、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

独立委員会の委員の氏名および略歴

本プランへの更新後当初の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

【氏名】 武山 芳夫（たけやま よしお）

（社外取締役候補）

【略歴】 1977年4月 第一生命保険相互会社（現第一生命保険株式会社）入社
 2000年4月 同社営業人事部長
 2005年4月 同社IT企画部長
 2007年4月 同社執行役員IT企画部長
 2009年6月 同社取締役常務執行役員
 2013年6月 第一生命情報システム株式会社代表取締役社長
 2015年4月 同社代表取締役会長
 2015年6月 当社社外監査役
 2019年6月 第一生命保険株式会社代表取締役会長退任
 2019年6月 当社社外監査役退任
 2019年6月 当社社外取締役（現任）
 2020年6月 株式会社エックスネット社外取締役（現任）
 なお、当社は、東京証券取引所に対して、武山氏を当社の独立役員として届け出ております。

【氏名】 山田 昭（やまだ あきら）

（監査等委員である社外取締役候補）

【略歴】 1986年4月 弁護士登録 三宅・畠澤・山崎法律事務所入所
 1990年9月 ウィンスロップ・スティムソン・パットナム・ロバーツ法律事務所入所
 1991年6月 ニューヨーク州弁護士登録
 1992年1月 三宅・山崎法律事務所（現 三宅総合法律事務所）パートナー
 1994年3月 同事務所 バンコク事務所駐在
 1997年8月 同事務所 東京事務所
 2006年6月 平田機工株式会社社外監査役
 2009年11月 ソーラーフロンティア株式会社社外監査役
 2015年6月 当社社外監査役（現任）

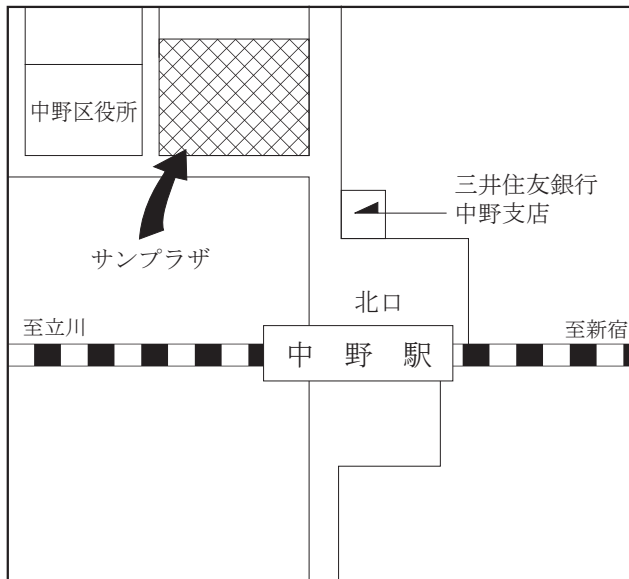
2015年12月 スリーフィールズ合同会社代表社員（現任）
2016年12月 株式会社アミファ社外取締役（監査等委員）（現任）
2017年1月 三宅・牛嶋・今村法律事務所（現 三宅総合法律事務所
オブ・カウンセル
2018年6月 ブラザー工業株式会社社外監査役（現任）
なお、当社は、東京証券取引所に対して、山田氏を当社の独立役員として届け出ております。

【氏名】 山上 圭子（やまがみ けいこ）
（監査等委員である社外取締役候補）

【略歴】 1987年4月 横浜地方検察庁 検事
2002年4月 法務省 刑事局 刑事法制企画官
2005年1月 法務省 刑事局 参事官
2005年8月 最高検察庁 検事
2007年8月 東京地方検察庁 公安部副部長
2008年7月 東京地方検察庁 公判部副部長
2009年4月 横浜地方検察庁 公判部長
2010年4月 弁護士登録 東京靖和総合法律事務所客員弁護士
（現任）
2017年6月 アステラス製薬株式会社社外取締役
2019年6月 当社社外監査役（現任）
2021年6月 アステラス製薬株式会社社外取締役（退任予定）
なお、当社は、東京証券取引所に対して、山上氏を当社の独立役員として届け出ております。

以 上

株主総会会場ご案内図



会 場 サンプラザ 11階会議室
東京都中野区中野4丁目1番1号
電話 03 (3388) 1151 (大代表)
J R 中野駅北口より徒歩約2分

証券コード 6517

2021年6月8日

株主各位

東京都中央区日本橋堀留町2丁目8番5号

デンヨー株式会社

代表取締役社長 白鳥 昌一

「第73回定時株主総会招集ご通知」の一部修正について

当社「第73回定時株主総会招集ご通知」につきまして、「第8号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件」の記載事項に、一部修正すべき事項がございましたので、お詫び申しあげますとともに、本ウェブサイトをもって下記のとおりお知らせいたします。

記

【修正箇所】

第73回定時株主総会招集ご通知 86ページ16行目

第8号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件
別紙3 独立委員会の委員の氏名および略歴

<修正前> 2019年6月 第一生命保険株式会社代表取締役会長退任

<修正後> 2019年6月 第一生命情報システム株式会社代表取締役会長退任

以上